

(2) 農業經營・所得向上推進課



【継続】新規就農総合支援関係事業

概要

○多様な新規就農者の確保・育成に向けた、動機付け段階から就農準備、就農初期、その後の定着までのパッケージ型支援

予算額(当初)：721,270千円

事業期間：平成24年度～

背景/課題

- 農業担い手の減少・高齢化
 - ・基幹的農業従事者数^(※)
 - H27年：46,060人
 - R2年：38,953人
 - (※年間で約1,400人以上の減少)
 - ・基幹的農業従事者の平均年齢
 - H27年：66.2歳
 - R2年：67.0歳

新規就農者の推移

	H29	H30	R1	R2	R3
新規就農者	309	344	348	353	357
自営就農	126	158	166	192	143
雇用就農	183	186	182	161	214

自営就農者の増加・定着が重要

- 新規参入や親元就農、雇用就農など多様な新規就農者の確保に向け、就農の動機付けから営農定着までの各段階に応じたきめ細かな支援と関係機関の連携

- 新規就農者育成総合対策(国)を補完しながら定着の促進と経営発展を支援

事業目標

・新規就農者数(4年間の累計) R3(直近)357人 ⇒ R6(目標：R3～R6)1,460人

事業内容

動機付け段階

【再掲】◇農業経営支援センター運営強化事業費の一部

- ◇ 広報・PR
(パンフレット作成、HP・SNS等での情報発信)
- ◇ 就農相談活動
(新・農業人フェア等での就農相談等)
- ◇ アグリインターンシップ
(短期体験プログラム)
- ◇ やまがた農業支援センターに就農推進コーディネーターを配置

- 女性・若者農業者グループ、新規就農者受入組織等の活動を広く伝えるPR
- 動画作成を市町村と連携し支援

【県】SNS等を活用した新規就農者の獲得 ※最大600千円、負担割合県1/2、市町村1/2 (農林水産デジタル化推進事業費の一部)

その他(定着支援・リカレント教育)

- ◆ 農業教育実践講座
(普及課単位の技術・経営指導等)
- ◆ 農業教育高度化事業
(社会人への農業研修等：山大コンソ、SEADS)

就農準備段階

農業研修支援

《農業研修生の支援》
(県認定農業研修機関で研修を受ける者)

【国】就農準備資金

- ・最大1,500千円/年、最長2年間
- ・49歳以下

【県】独立自営就農者育成研修事業

- ・最大1,500千円/年(60歳以上最大750千円)
- ・最長2年間
- ・50歳以上

雇用就農支援

《雇用就農者研修を行う農業法人等の支援》

【国】雇用就農資金(全国農業会議所)

- ・最大600千円/年、最長4年間助成
- ・49歳以下

【県】雇用就農支援事業

- ・最大600千円/年、最長2年間助成
- ・50歳以上

就農初期段階

経営開始支援

《生活資金支援等》

【国】経営開始資金

- ・最大1,500千円/年、最長3年間
- ・49歳以下

【県】独立自営就農者定着支援助成金

- ・営農費用の実費を年間最大600千円/年、最長3年間
- ・50歳以上

【県】定着支援アドバイザー事業

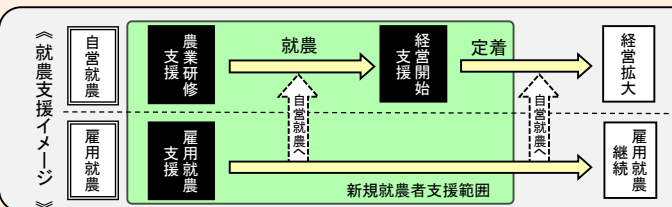
- ・日常的に相談できるアドバイザー設置経費を助成

《経営発展支援》

【国】経営発展支援事業【再掲】

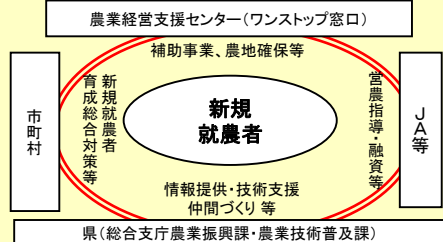
- ・対象経費：機械・施設、果樹・茶改植、リース料等
- ・補助対象事業費上限10,000千円(経営開始資金受給者は上限5,000千円)
- ・負担割合 国1/2、県1/4(本人1/4)

- ・新規参入者、親元就農者(親の経営従事から5年以内に継承した者)

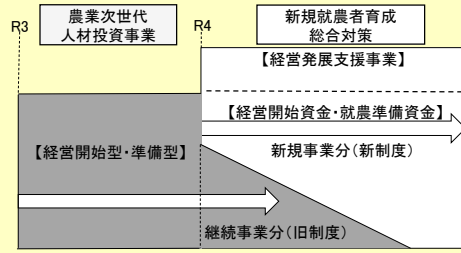


事業スキーム

【新規就農者フォローアップ体制】
《関係機関の連携による支援》



【新規事業と継続事業の関係】



＜農業研修支援の流れ＞



＜経営開始支援【国】の流れ＞



問い合わせ先

- 担当課：農業経営・所得向上推進課
農業担い手・所得向上推進担当
- 電話：023-630-2464

【継続】農業経営支援センター運営事業費

概要

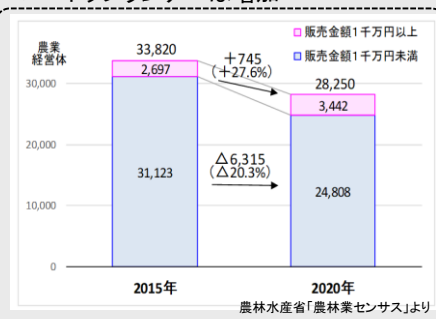
○山形県農業経営相談所の「山形県農業経営・就農支援センター」への改組及び、農業関係機関、行政、商工関係団体、経営の専門家、金融機関等の連携による就農希望段階から農業経営の法人化及び経営発展の各段階に応じた切れ目ない支援の一体的な展開

予算額（当初）：44,714千円

事業期間：令和4～6年度

現状／課題

- 本県の令和3年新規就農者は357人と年々増加傾向にある一方で、農業の担い手は減少・高齢化が深刻化
- 農業生産及び雇用就農の創出に大きな役割を担っているトップランナー、サブトップランナーは増加



本県農業の持続・発展のためには

- 新規就農者のさらなる確保のため、就農への動機付けや、就農希望者へのサポート体制の構築が必要
- 地域農業をけん引する基幹的経営体には、雇用就農の受け皿としての役割が期待される法人化の推進や経営発展支援の継続が必要
- さらに、高度な労務管理や女性の経営参画推進等、先導的な農業経営を実践する農業リーダーの育成が必要

事業内容

項目	内容
就農サポート	ワンストップ窓口の設置 ・農業支援センターに就農推進コーディネーターを配置 《やまがた農業支援センター運営運営強化事業費の一部》
	就農への動機付け ・広報・PR（パンフレット作成、HP・SNS等での情報発信） ・就農相談活動（新・農業人フェアでの就農相談等） ・アグリインターンシップ（短期体験プログラム） ・雇用就農を希望する農業高校生等向け就農相談会
経営サポート	支援体制の整備・運営 ・農業経営・就農支援センターにおける相談機能の設置・運営、経営の専門家等との連携強化等 ・農業経営支援チームによる支援対象経営体の掘り起こし、働きかけ及びフォローアップ等 《やまがた農業支援センター運営運営強化事業費の一部を含む》
	法人化・経営発展等に向けた研修 経営発展を目指す経営体を対象に、法人化の機運醸成や法人経営のノウハウ習得、経営者のスキルアップ等を目的とした研修・相談会の開催（4地域）
	法人化に向けた計画策定 新規就農者の定着から経営改善・発展、法人化、経営継承等、段階に応じて課題を抱えている農業者に対する、専門家の派遣による指導・助言
	農業法人の設立等 雇用環境の改善に取り組む農業法人の設立に対する定額助成（定額250千円／法人）
	【関連事業】やまがた農業リーダー育成塾 より高い生産力・経営力による経営を実践する農業リーダーの育成に向け、デジタル技術やICTの実践的な活用を学ぶ経営塾の運営 《農林水産デジタル化推進事業費の一部》
【関連事業】ハード整備への支援 地域農業の中心となる経営体の経営発展に向け、農業用機械・施設の導入等への支援 《経営体育成・発展支援事業費の一部》	

就農希望段階から農業経営の発展までの継続的な支援

事業スキーム

山形県農業経営・就農支援センター

（事業実施主体：山形県）

※山形県農業経営相談所から改組

- ・就農希望者への就農支援と、農業者の法人化や経営発展等の課題解決に向けた支援を一元的に実施

構成員

- ◇農業関係団体（JA中央会、やまがた農業支援センター、農業会議等）
- ◇農業者団体（農業法人協会等）
- ◇商工関係団体（企業振興公社）
- ◇経営専門家（税理士等）・金融機関
- ◇行政機関（市町村代表、県）等

農業経営支援チーム

（事務局：総合支庁）

- ・法人化等に意欲的な経営体への働きかけ、フォローアップ等

構成員

- ◇農業関係団体（JA）
- ◇市町村
- ◇県（農業振興課、農業技術普及課）等

※支援チームの中に、農業振興課を中心として農業技術普及課単位に実践チームを置く

新規就農者のさらなる確保と、農業者の経営力向上や法人化等の支援

事業目標

	《R2直近》	《R6目標》		《R3直近》	《R6目標》
・農産物販売額1,000万円以上の経営体数	3,442経営体	⇒	4,050経営体	・農業法人数	771法人 ⇒ 900法人
・農産物販売額3,000万円以上の経営体数	631経営体	⇒	740経営体	・新規就農者数	357人 ⇒ 1,460人
・農産物販売額1億円以上の経営体数	122経営体	⇒	143経営体		17（4年間の累計）（R3～R6）

問い合わせ先

- 担当課：農業経営・所得向上推進課 農業担い手・所得向上推進担当
- 電話：023-630-2424、2464、3405

予算額（当初）：48,890千円
事業期間：令和3～6年度

概要
○本県農業の持続的な発展に貢献する、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成に向けた取組みへのハード・ソフト両面からのオーダーメイド型支援

背景／課題

- 本県の農業経営体は大きく減少（5年間で▲5,579経営体）
- 特に小規模な農業経営体の減少が顕著
- 一方、農業生産及び雇用就農の創出に大きな役割を担っているトップランナー、スーパートップランナーは増加

年	販売金額1千万円以上	販売金額1千万円未満	合計
2015年	2,697	31,123	33,820
2020年	3,442	24,799	28,241

変化率：
販売金額1千万円以上：+745 (+27.6%)
販売金額1千万円未満：-6,324 (-20.3%)

農林水産省「農業センサス」より

本県農業の持続・発展のためには

- 基幹的経営体（トップランナー、スーパートップランナー等）の育成に加え、地域農業を支える多様な担い手の確保・育成が必要

事業内容

1 地域農業を支える組織的な取組みへの支援

地域ぐるみの省力化・生産性向上や、担い手確保の受け皿づくりの取組み等

【取組例】

- ▶ 集落全体で取り組むドローンを活用した直播や防除に必要な機械導入・資格取得
- ▶ 地域の受入協議会が新規就農者に提供する共同利用機械・施設の整備・改修

①補助対象者：営農組織、農業者・団体、農業支援サービス提供事業者、新規就農者受入組織等
②補助率：県1/3以内、市町村1/6以上（補助対象経費上限額：ハード8,000千円、ソフト300千円）

2 担い手の経営発展の取組みへの支援

新規就農者や経営継承を目指す小規模経営体による、経営発展と地域農業の担い手不足解消の取組み等

【取組例】

- ▶ 新規就農者が定着し、経営発展するために必要な機械・施設等の導入
- ▶ 小規模経営体の経営継承に向けた経営基盤の強化に必要な機械・施設等の導入

①補助対象者：新規就農者、経営継承を目指す小規模経営体
②補助率：県1/3以内、市町村1/6以上（補助対象経費上限額：2,000千円）

3 女性農業者の活躍促進の取組みへの支援

女性の地域農業への積極的参画や、女性が働きやすい農業の実現に向けた取組み等

【取組例】

- ▶ 女性中心の新部門の立上げに伴うトイレ・更衣室・休憩所の設置などの労働環境整備
- ▶ 女性が扱いやすい小型農業機械やアシストスーツ等のモデル的な導入
- ▶ 地域の女性農業者のネットワーク強化のために実施する研修・交流活動

①補助対象者：個人経営体、団体経営体、営農組織、農業者組織・団体等
②補助率：ハード事業の場合、県1/3以内、市町村1/6以上（補助対象経費上限額：1,000千円）
女性農業者組織等によるソフト事業の場合、定額（補助対象経費上限額：県100千円、市町村50千円）

4 県域（広域）での取組みへの支援

①上記(1)及び(3)のうち、概ね県全域での活動など、広域的な取組み ②補助率：県1/2以内

事業の効果

地域農業を支える多様な担い手

- ・新規就農者
- ・小規模経営体
- ・女性農業者
- ・営農組織
- ・農業者組織、団体
- ・作業受託組織等

連携・協働

地域農業を牽引する基幹的経営体（トップランナー／スーパートップランナー等）

- ・農業法人
- ・生産性・収益性が高い大規模個人経営体等

【関連予算】

- ・経営体育成・発展支援事業費
- ・農業経営支援センター運営事業費等

本県農業の持続的な発展

事業目標

- ・新規就農者受入協議会等設置数 R3（直近）15 組織 ⇒ R6（目標）35 組織
- ・女性新規就農者数 R3（直近）94 人 ⇒ R6（目標）100 人

問い合わせ先

- 担当課：農業経営・所得向上推進課 農業担い手・所得向上推進担当
- 電話：023-630-2286、3405

【拡充】経営体育成・発展支援事業費

概要

- 地域農業の中心となる農業経営体の経営発展及び新規就農者の定着に向けた農業用機械・施設の導入等への支援
- 集落営農組織活性化のビジョンづくり及び具体的な取組み（共同利用機械の導入等）への支援

予算額（当初）：422,220 千円

事業期間：令和4年度～

背景／課題

- 農業従事者の減少と高齢化が進む中、地域農業の持続的発展を図ることが必要
 - そのため、地域農業を支える中心的経営体や多様な担い手（新規就農者・集落営農組織）の経営発展を支援していくことが重要
- 【新規就農者】**
- ・就農開始に必要な農業用機械等の導入に資金を要するため、手厚い支援が必要
- 【中心的経営体】**
- ・更なる経営発展のために必要な機械・施設の導入への支援が必要
- 【集落営農組織】**
- ・集落営農組織数が平成29年の515組織から減少傾向であり、集落営農の組織化や活性化への支援が必要

個別経営体・法人への支援

集落営農組織への支援

事業内容

1 経営発展支援事業（新規就農者育成総合対策の一部）【新規】

- ～ 新規就農者が営農開始に必要な農業用機械等の導入に対する補助 ～
- 【対象者】 認定新規就農者（就農時49歳以下）
- 【補助対象】 機械・施設、家畜導入、果樹改植、リース料等
- 【補助率】 3/4（国 1/2 県 1/4）
- 【補助上限額】 10,000千円（経営開始資金交付対象者は上限 5,000千円）

2 農地利用効率化等支援事業（R3までは「強い農業・担い手づくり総合支援事業」）

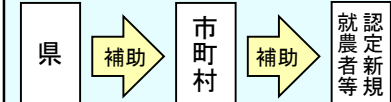
- ～ 認定農業者や法人等の地域の中心的経営体が必要とする機械・施設の導入に対する補助 ～
- 【対象者】 認定農業者、認定新規就農者などの人・農地プランに位置付けられた者、地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者等
- 【助成内容】 生産の効率化に取り組む等の場合に必要な農業用機械・施設（事業費500千円以上）
- 【補助率】 融資残額のうち事業費の3/10以内等
- 【補助上限額】 3,000千円等（広域に展開する農業法人等の経営の高度化を目的とした先進的農業経営確立支援タイプは個人 10,000千円、法人 15,000千円が上限）
- その他スマート農業優先枠、集約型農業経営優先枠、グリーン化優先枠の設定

3 集落営農活性化プロジェクト促進事業【新規】

- ～ 集落営農の組織化や活性化（人材の確保、新たな作物の導入等）に対する補助 ～
- 【対象者】 集落営農組織（法人／非法人問わず）
- 【補助内容 <補助上限額>】
- (1) 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略等に係る合意形成への支援 <定額>
 - (2) 具体的な取組の実行への支援
 - ア 取組の中核となる人材確保の経費（賃金等） <定額（上限1,000千円/年）>
 - イ 収益力向上の柱となる経費 <定額>
 - ウ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費 <定額（250千円）>
 - エ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費 <1/2以内>
- その他市町村等地域の関係機関に対し、集落営農組織のサポートに要する経費の支援

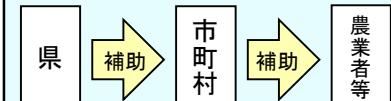
事業スキーム

1 経営発展支援事業



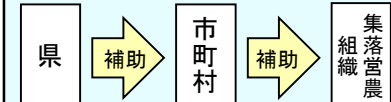
- 支援の対象となる認定新規就農者はポイント制により国が採択
- 親元就農者の場合は、親の経営従事から5年以内に継承した者に限る

2 農地利用効率化等支援事業



- 支援の対象は原則「人・農地プラン」の地区単位でポイント制により国が採択
- 申請に当たり経営体は成果目標を設定し、その達成が必要

3 集落営農活性化プロジェクト促進事業



事業目標

- ・農産物販売額1,000万円以上の経営体数： R2（直近）3,442 ⇒ R6（目標）4,050 経営体
- ・農産物販売額3,000万円以上の経営体数： R2（直近）631 ⇒ R6（目標）740 経営体
- ・農産物販売額1億円以上の経営体数： R2（直近）122 ⇒ R6（目標）143 経営体

問い合わせ先

- 担当課：農業経営・所得向上推進課
農業担い手・所得向上推進担当
- 電話：023-630-2424

